

あんま・マッサージのかかり方

 こんなときに医療保険の対象となります。

次の2つの要件を満たしていれば、療養費の対象となります。

1. 医療上マッサージを必要とする症例であること

療養費の支給対象となるのは、筋まひ・関節拘縮(関節の動く範囲が狭くなった状態)等であって、医療上マッサージを必要とする場合です。

2. あんま・マッサージの施術について医師が同意している

あんま・マッサージの施術を受けることを医療上必要と医師が認め、同意した場合のみ療養費の対象となります。

療養費の初回申請時には、医師の同意書又は診断書の添付が必要です。

また、あんま・マッサージの施術を継続して受ける場合は、3ヵ月ごとに医師の同意が必要です。

 こんなときは医療保険の対象になりません。

- 単なる疲労回復、慰安を目的としたマッサージを受けたとき。
- 疾病予防のマッサージを受けたとき。

あんま・マッサージの施術を受けるときの注意

○療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名及び捺印をしてください。

あんま・マッサージの施術費用は、「療養費支給申請書」により申請することで、療養費の支給を受けることができます。申請書に記載されている傷病名・日数・金額をよく確認し、ご自身で署名及び捺印してください。

○領収証を必ずもらいましょう

領収証を必ずもらって保管しておき、「医療費のお知らせ」※で金額・日数の確認をしてください。

また、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

※ 年に数回、医療費の総額をお知らせする「医療費のお知らせ」をお送りしています。

療養費の対象となる あんま・マッサージの施術は、施術料金が次の基準により取り扱われています(平成 26 年 9 月 1 日現在における 10 割の金額)。

項 目		金 額
施術料	<p>マッサージを行った場合 (頭から尾頭までの躯幹・右上肢・左上肢・右下肢・左下肢をそれぞれ一単位として最大 5 局所まで算定)</p>	1 局所につき 275 円
温電法	<p>温電法を併施した場合</p>	<p>1 回につき 80 円加算 (温電法と併せて、施術効果を促進するため、あんま・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110 円)</p>
変形徒手矯正術	<p>変形徒手矯正術を行った場合</p>	1 肢につき 565 円
往療料 ※1	<p>歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家へ赴き施術を行った場合 (施術の同意をおこなった医師の往療に関する同意が必要)</p>	1,800 円
上記往療料に加算される金額(往療料の加算(距離により、	2km超から 4kmまで	800 円
	4km超から 6kmまで	1,600 円
	6km超から 16kmまで	2,400 円

※1 片道 16kmを越える往療をした施術は、療養費の対象になりません(往療を必要とする絶対的な理由がある場合を除く)。

あんま・マッサージの施術に係る療養費支給までの流れ

① 医師にあんま・マッサージの施術を受けることに対する同意書をもらい、あんま・マッサージの施術を受ける。

療養費の初回申請時には、医師の同意書の添付が必要です。

② 施術料金を支払って、領収証をもらう。

領収証は、医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

③ 療養費支給申請書に必要事項を記入のうえ、広域連合に提出する。

申請書に記載の傷病名・日数・金額をよく確認のうえ、署名及び捺印をしてください。

④ 広域連合で内容を審査し、適正であれば、療養費を支給する。

被保険者証に記載の一部負担金の割合に応じて、施術費用の9割または7割が支給されます。